別紙

「(仮称) 松前2期風力発電事業 環境影響評価準備書」 に対する環境大臣意見

本事業は、東急不動産株式会社が、北海道松前郡松前町において、最大で出力51,600kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源 化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景 観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣 議決定された第6次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に 向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な 導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の 合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指 す必要があるとしている。

本事業の対象事業実施区域及びその周辺には複数の住居、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測では、複数の住居において事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を超過しているが、遮蔽物により影響は低減されると予測されている。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づき国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の採餌行動を含む飛翔が高い頻度で確認されているほか、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカ等の営巣が確認されている。

さらに、本風力発電設備の設置場所に近接する稼働中の風力発電設備の事後調査において、ウミネコ等の海域の鳥類や「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月環境省)で絶滅危惧 I B類として掲載されているコヤマコウモリ等の死骸が確認されており、風力発電設備に衝突した可能性も考えられる。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1)関係機関等との連携及び地域住民等への説明について 本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、 環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な 説明を行うこと。

(2) 事業計画の見直しについて

2 (2) ア、イの内容や専門家等の助言を踏まえ、環境保全措置の検討を 行うこと。また、検討の結果、風力発電設備の基数、配置の変更等の事業計 画の見直しを行う場合には、評価書においてその考え方を正確かつ分かりや すく記載するとともに、事業計画の見直しの結果に応じて、騒音、風車の影 その他の環境影響評価項目について予測及び評価を再度実施し、環境保全措 置を検討・実施すること。

(3) 事後調査等について

- ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、 必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分 なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、 客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により、本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に 応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実 性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監 視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に 取りまとめ、公表に努めること。

(4) 累積的な影響について

- ア 対象事業実施区域及びその周辺では、本事業者が出資するものも含めて他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図るため、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。
- イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼が あった場合には、可能な限り情報を共有すること。

2. 各論

(1) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には住居等が存在しており、風力発電設備の稼働 に伴う風車の影の予測では、複数の住居において、事業者が参考とした諸外 国のガイドラインの参照値を超過しているが、遮蔽物により影響は低減され ると予測されている。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を 回避又は極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、 風車の影による生活環境への影響が生じる住居に対して、環境保全措置及び その効果を含む十分な事前説明を実施すること。

(2) 鳥類等に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているオジロワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されている。特に1号機の風力発電設備の周辺では、オジロワシの採餌行動を含む飛翔が高い頻度で確認されているほか、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き(改定版)」(令和4年8月環境省)においてバードストライクの発生するリスクが高いとされている海岸崖の地形類型区分に設置される計画となっている。

また、対象事業実施区域の周辺では、クマタカ等の営巣が確認されている。 さらに、本風力発電設備の設置場所に近接する稼働中の風力発電設備の事 後調査において、ウミネコ等の海域の鳥類や「環境省レッドリスト 2020」で 絶滅危惧 I B 類として掲載されているコヤマコウモリ等の死骸が確認されて おり、風力発電設備に衝突した可能性も考えられる。

これらのことから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類等への影響が懸念される。

このため、本事業の実施による重要な鳥類等への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 周辺でオジロワシの飛翔が高い頻度で確認されており、年間予測衝突数が高いと予測され、地形条件においてもバードストライクのリスクが高いとされている1号機の風力発電設備について、設置の取りやめ又は影響を回避若しくは十分に低減できる場所に配置の変更を行うこと。
- イ 上記1号機による環境影響の回避又は低減のため、配置の変更を行う場合には、営巣期のクマタカの営巣中心域における騒音を伴う簡易な作業、 高利用域における風力発電設備等の建設、大規模な森林伐採等の工事を回避する等、クマタカ等の生息が確認されている希少猛禽類への環境影響が増大しないようにすること。
- ウ バードストライクの発生を低減するため、専門家等の助言を踏まえ、ブレード塗装、シール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を講ずること。特に2号機及び5号機の周辺では1号機の周辺に次いでオジロワシの採餌行動を含む飛翔が確認されていることから、稼働前から視認性を高める措置を実施すること。また、ウミネコ等の海域の鳥類など、近接する稼働中

- の風力発電設備に衝突した可能性がある鳥類の年間予測衝突数が比較的大きな風力発電設備について、稼働前から視認性を高める措置の実施を検討すること。
- エ バットストライクの影響を低減するために事業者が実施を検討している、 夏季から秋季の夜間においてカットイン風速以下でフェザーモードを実施 する環境保全措置については、措置の内容が十分なものとなるよう、最新 の知見や専門家等の助言を踏まえて実施すること。
- オ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等に係る環境影響の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライク及びバットストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査及び事後調査の結果を踏まえた追加的な環境保全措置について、専門家等の助言等を踏まえ、適切に実施すること。また、バードストライク又はバットストライクが確認される等、重大な影響が認められた場合には、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、稼動調整等を含む追加的な環境保全措置を講ずること。
- カ 稼働後においてバードストライク又はバットストライクが発生した場合 の措置の内容について事前に定めること。その上で、重要な鳥類の衝突等 による死亡・傷病個体が確認された場合は、事前に定めた措置の内容を適 切に実施し、死亡・傷病個体の確認位置や損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係 機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。